

令和2年度「夫婦の子育て協働推進事業」実施業務委託 企画提案競技実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和2年度「夫婦の子育て協働推進事業」実施業務委託

(2) 委託業務の目的

日本における夫の家事・育児関連時間は、1日当たり1時間程度と先進国中最低の水準にとどまっているが、共働き家庭の増加と核家族化により家事・育児の担い手が限られる家庭が増加している中、男性の家事・育児参加の促進が必要となっている。

このため、子育て中の父親と子どもを対象とした講座を実施し、男性の家事・育児参画を促進する。併せて夫の家事育児を促すための母親講座も実施する。

(3) 業務を委託する期間

契約日から令和3年2月28日まで

(4) 委託料

2,198千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

2 委託業務の内容

別紙『令和2年度夫婦の子育て協働推進事業実施業務委託仕様書』のとおり

3 委託業者選定方法

企画提案書等の関係書類による企画提案競技方式とし、業務委託に最も適格な事業者1者を選定する。

4 日程

6月15日（月）	参加者募集、説明書等交付開始（※）
6月29日（月）	質問票受付期限
7月6日（月）	企画書提出期限
7月10日（金）	審査結果通知

※ 参加者募集は県ホームページへの掲載により行う。仕様書等はホームページにて公表するほか、宮崎県こども政策課内において無料で交付する。

5 参加資格

- (1) 令和2年4月1日現在で、宮崎県内に事務所又は事業所を有する法人及び団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 暴力団でないこと、又は、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人等でないこと。
- (4) 未来みやざき子育て県民運動の趣旨を十分に理解し、その推進に協力できること。

6 企画書等

(1) 企画書等の提出

- ① 提出場所 〒880-8501
宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県福祉保健部こども政策局 こども政策課子育て支援担当
- ② 提出期限 令和2年7月6日(月)午後5時まで(必着)
- ③ 提出方法 持参又は郵送
- ④ 提出部数 企画書5部、見積書1部
- ⑤ 審査方法 企画提案書等の関係書類による企画提案競技方式とし、業務委託に最も適格な事業者1者を選定する。なお、審査は別に定める審査要領に基づき行うものとする。
- ⑥ 審査結果 令和2年7月10日(金)までに結果を通知する。

7 企画書等の作成

以下により企画書及び見積書を作成すること。なお、著作権等に問題が生じないようにすること。

(1) 企画書

- ① 様式等 A4サイズとし、様式及び枚数は任意とする。
- ② 記載事項
 - ア 企画・提案の内容
別紙委託仕様書に記載されている業務について、企画・提案の内容が具体的に分かるように記載すること。
 - イ 全体スケジュール
 - ウ 参加者の募集方法・広報計画
 - エ 業務実施にあたるスタッフ体制
 - オ 業務実施にあたっての優位性及び特色
業務を実施する上で、他の法人と比較した優位性(過去の類似事業実績、スタッフの実績等)や特色などがあれば記載
 - カ 法人等の概要(法人等の業務内容等)

(2) 見積書

- ① 企画に応じた予算の見積書を提出すること。
(見積額は、2,198千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。)
- ② 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ③ 業務名は『令和2年度夫婦の子育て協働推進事業実施業務』とすること。
- ④ 費用の内訳を記載すること。

8 その他

- (1) 企画提案競技参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しない。
- (3) 選考に当たり必要があれば、企画書・見積書以外の資料提示を求める場合がある。
- (4) 選定結果の異議申し立ては認めない。
- (5) 採用された企画案は、協議の上、手直しする場合がある。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等によっては、本事業の内容を見直す場合がある。

9 問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部こども政策局 こども政策課子育て支援担当（狩集、大久保）

電話：0985-26-7056 FAX：0985-26-3416

メール：kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp